

社会福祉法人ことぶき会 特別養護老人ホームことぶき荘消防計画

2

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づきことぶき荘における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害から入所者を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、ことぶき荘に出入りするすべてのものに適用するものとする。

(防災管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有するとともに次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の年度計画の作成と実施
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (4) 消防用設備等の設置位置図及び避難経路図の作成
- (5) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の事項について消防署への報告、届出等を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（内容変更にともなう改正を含む）
- (2) 消防用設備等の点検結果について報告
- (3) 自衛消防訓練実施に際しての報告及び指導の要請
- (4) その他防火管理について必要な事項

(防災会議の設置)

第5条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理者を議長とし（年2回以上又は6月・12月）に開催するものとする。

(予防管理組織)

第6条 日常における火災予防及び地震時の出火防止を図るために防火管理者のもとに火元責任者を別表第1のように定め任務分担を指定する。

(1)

責任区分



(点検検査結果の保管及び報告)

第7条 施設管理者は、消防用設備等の点検結果について、消防用設備等点検結果報告書に各種点検票を添付して1年に1回消防署に報告するとともに、当施設において保管するものとする。

(不備欠陥事項の整備)

第8条 職員は、建築物及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、施設管理者に報告するとともに必要な指示を得てその促進を図るものとする。

(自主検査)

自主検査員は、防火管理者の指示に従い、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について、別に定める検査票に基づき（年2回又は6月・12月）に検査を実施するものとする。

(火気使用時の遵守事項)

第9条 当施設内で火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 電熱器具等の火気使用設備器具は指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 指定場所以外で火気を使用する場合は、事前に防火管理者の承認を得るとともに器具を点検し、可燃物の周囲では使用しないこと。
- (3) 施設内は歩行禁煙とし、指定された場所以外では喫煙しないこと、また灰皿又は容器には必ず水を入れて使用すること。

(工事人等の遵守事項)

第10条 当施設内で工事等を行う者は、事前に工事計画を防火管理者へ提出し火災予防上必要な指示をうけるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接等の火気を使用する工事を行う場合は消化器当を配置すること。
- (2) 指定された場所以外では喫煙、たき火等を行わないこと。
- (3) 火気管理は作業所ごとに責任者を指定して行うこと。
- (4) 危険物類の持ち込み又は使用については、その都度防火管理者の承認を得ること。

(自衛消防組織)

第11条 ことぶき荘において火災発生又はその他の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、窪田 久人を災害対策本部長として各班員を防災組織図のとおり指定して、任務分担表により防災組織班を編成する。

(自衛消防活動)

第12条 災害対策本部長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、職員すべてに周知徹底しなければならない。

(震災予防措置)

第13条 地震時の災害の発生を予防するため、第2章に定めるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 建築物の倒壊危険の有無及び施設内にとりつけられているロッカー等の備品の転倒落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具の転倒、燃えやすいものの落下防止措置及び自動消火装置付器具の機能の確認

(地震後の安全確認)

第14条 地震後施設全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検、検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。また、防火管理者は報告に基づき安全な確認後ガス等の使用開始を指示するものとする。

(避難場所の指定)

第15条 入所者の安全を確保するため、次の避難場所を指定する。

- ① 第一次避難場所 正面玄関前駐車場等
- ② 第二次避難場所 白浜小学校ブランド

(地震時の活動及び避難方法)

第16条 地震時の活動は第11条の自衛消防活動によるほか、次によるもとする。

- (1) 地震発生と同時に入所者を机の下や職員の回りに集め身の安全を図る。
- (2) 職員は入所者を南海トラフ地震防災計画の避難に準じ、人員の確認、負傷者等の有無を災害対策本部長に報告する。
- (3) 災害対策本部長は、自らの判断又は防災機関からの避難命令により第二次避難場所又は指定避難場所へ避難誘導すること。

(防災教育の実施)

第17条 防火管理者は、次により防災教育を行い防火管理の徹を図るものとする

- (1) 職員全員に対する教育は（年2回又は6月・12月）に実施するものとする。
- (2) 新規採用の職員に対する教育は異動完了後に実施するものとする。

2. 防災教育の内容

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 入所者に対する防災教育訓練及びその指導方法について
- (3) 防火管理に関する職員の任務並びに責任について
- (4) 入所者の避難対策について
- (5) 震災予防措置について
- (6) その他火災予防上必要な事項について

(訓練の実施)

第18条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

- (1) 通報、消火、避難誘導を連係して行う「総合訓練」は必要に応じ（年2回又は6月・12月）行うものとする。
 - (2) 通報、消火、避難誘導の個々の訓練を行う「部分訓練」は必要に応じ行うものとする。
2. 防火管理者は、職員の防災教育に併せて、各種訓練計画の実施時期、避難方法、内容等について具体的に作成しておくものとする。

(訓練の実施報告)

第19条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、別記「消防訓練実施計画報告書」「消防訓練実施結果報告書」により、消防署へ報告するものとする。

付 則

この消防計画は、平成26年9月1日から施行する。

特別養護老人ホームことぶき荘防災組織図及び任務分担表



	火元責任者	補助者
1階		
2階		
3階		
4階		

(21名)

(22名)

(4名)

(6名)

(再掲)

(再掲)

* ◎は防災委員

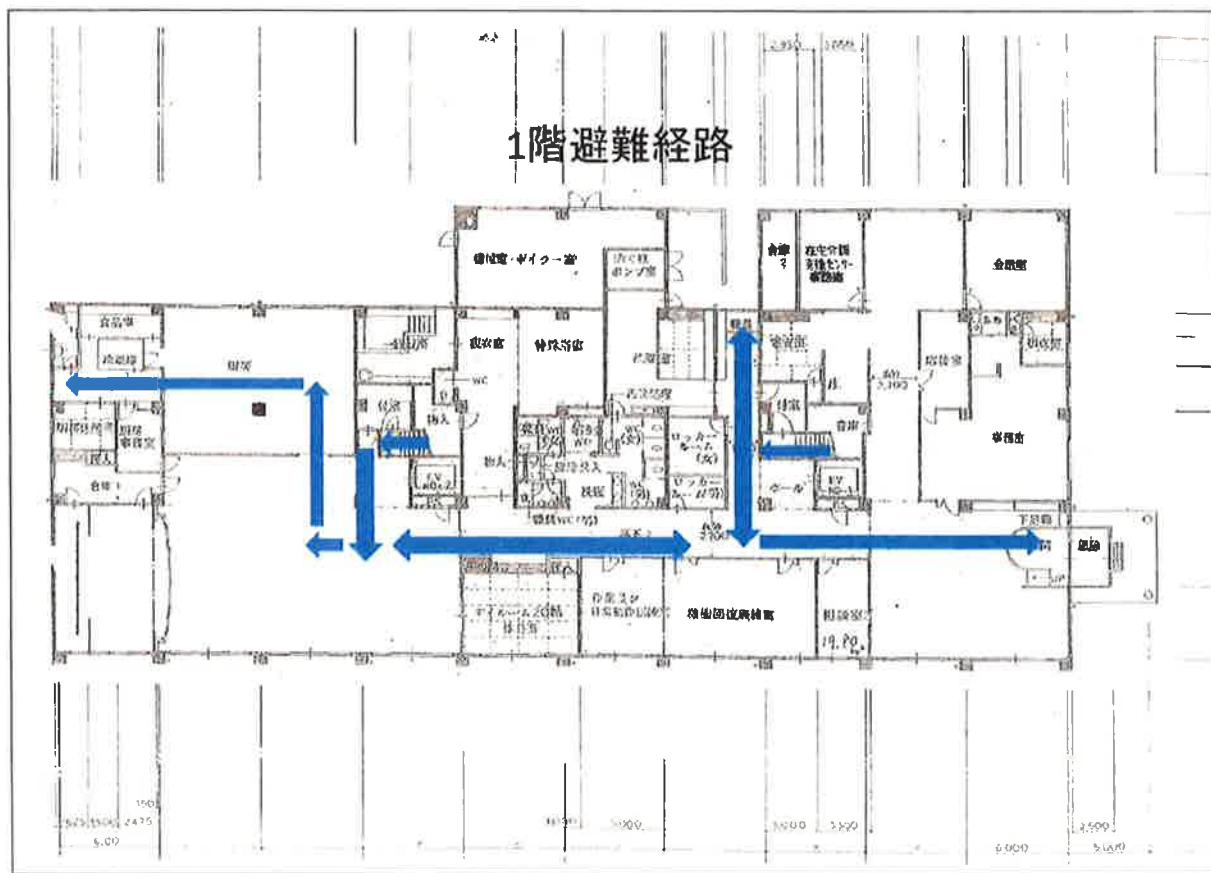
* △は給食委員

* 各班1列目は班長・2列目が副班長

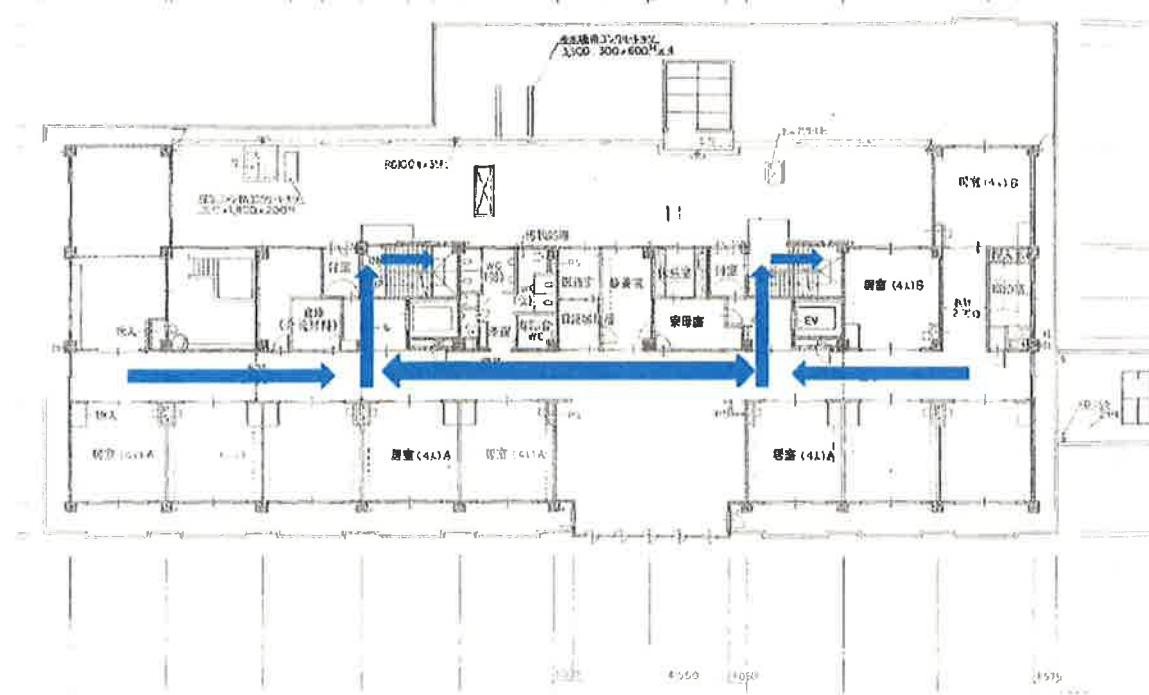
任務分担表における業務内容

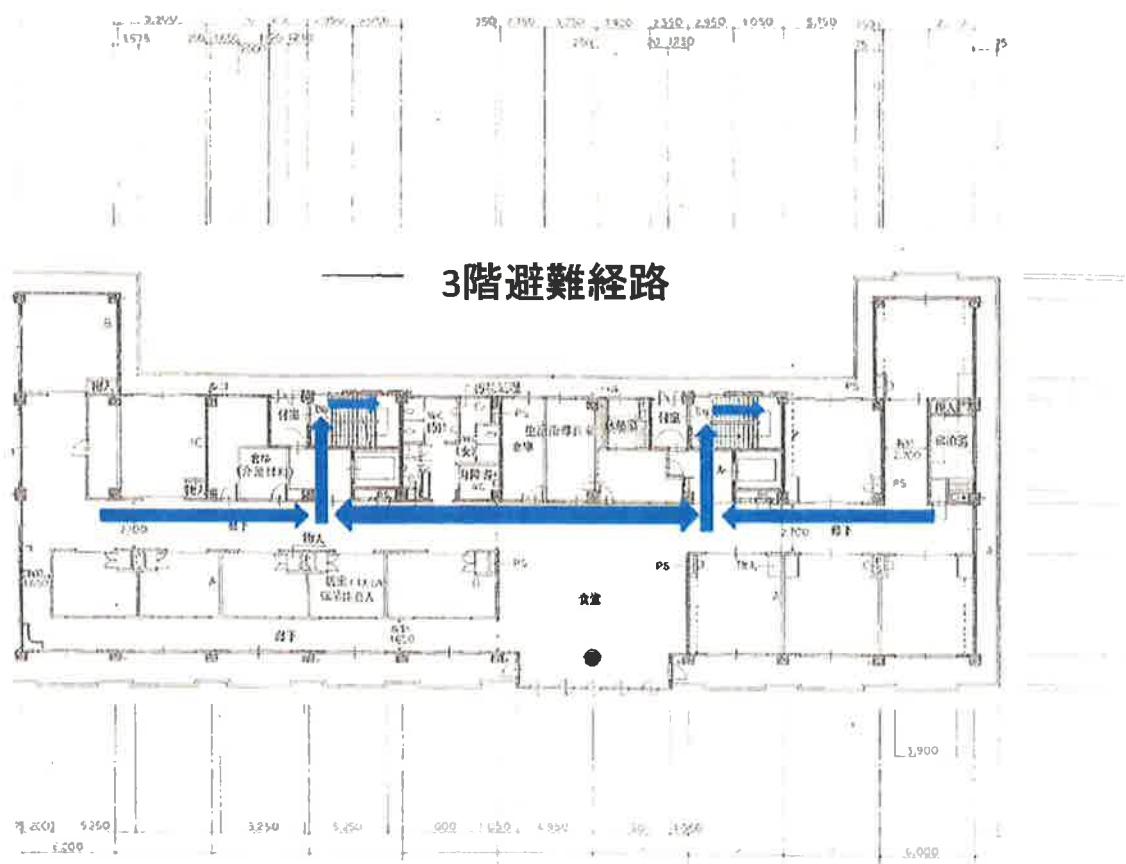
名称	業務内容	担当者
災害対策本部長	・総括責任（火災・地震・津波・風水害・原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示）	施設長 代理者① 代理者②
災害対策副本部長	・本部長の補佐 ・被害・避難状況のとりまとめ	看介護統括課長 代理者① 代理者②
消火班	・火災が発生した時は各階の消火器を持参し消火 ・火元階の消火栓により消火 (班長は、火災の状況や火災ではない災害時に、人手が必要な分野を判断し、その他の班に班員を振り分ける指示をだす)	班長 副班長 代理者
避難誘導班	・入所者への状況説明 ・入所者の安全確認、状況把握 ・入所者の避難準備、退避、避難誘導 ・入所者の家族等への引き渡し (火災時は火元階よりも下の階へ誘導・津波時には4階より上階へ誘導)	班長 副班長 代理者
通報・連絡・情報班	・災害情報の収集 ・市、関係機関との連絡調整 ・職員への連絡 ・入所者の家族等への連絡	班長 副班長 代理者
救護班	・災害時に負傷した利用者、職員の応急処置 ・負傷レベルにより、重度の者から処置にあたり、看取り、搬送、経過観察の判断 ・医薬品の備蓄、持出品の確認	班長 副班長 代理者
食糧備蓄班	・備蓄食料の棚卸と点検 ・資機材の棚卸と点検	班長 副班長 代理者
教育・訓練班	・各災害に応じた基礎知識の教育 ・避難計画の周知 ・災害時によるべき行動 ・避難対策・避難生活に関する知識 ・非常持出品の準備	班長 副班長 代理者

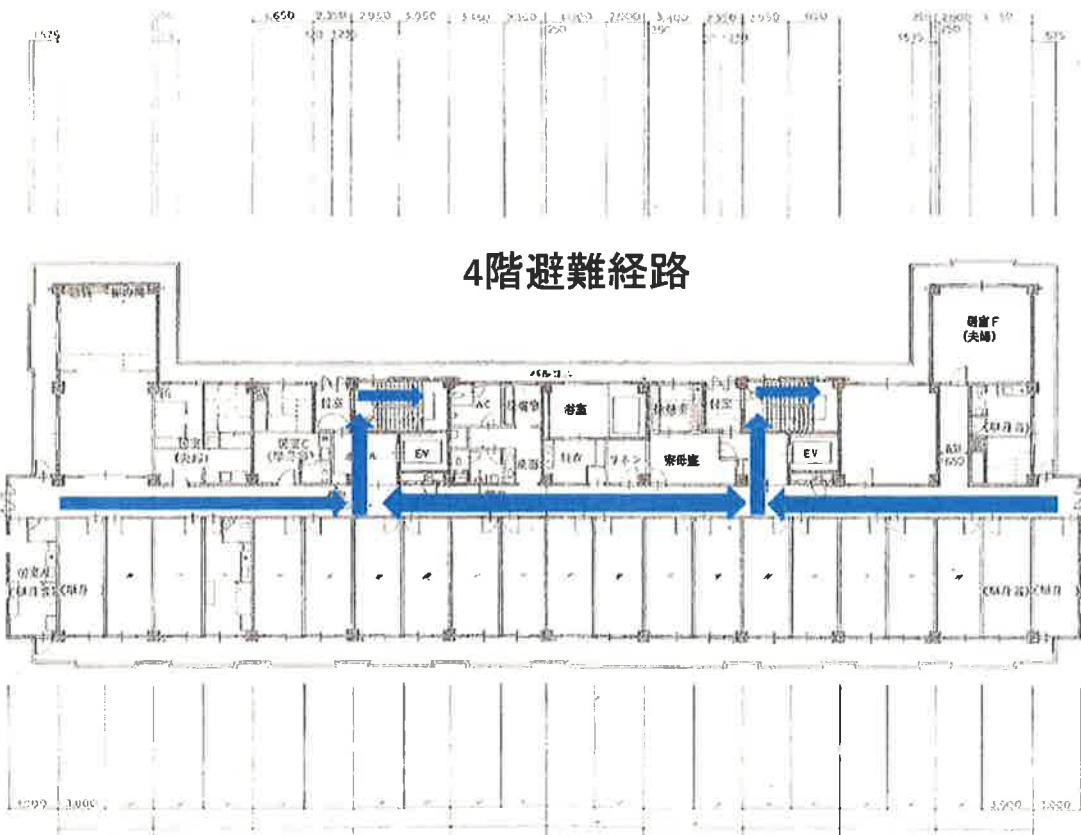
1階避難経路



2階避難経路







避難場所図

